

平成27年4月第39回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成27年4月24日第39回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 渡邊重益

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

15番 高橋晃 16番 鞠子幸則

17番 佐藤實 18番 安細隆之

○ 不応招議員（なし）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（なし） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐 藤 雅 徳	税務課長	西 山 茂 男
町民生活課長	南 條 守 一	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	吉 田 美 和 子	健康推進課長	岡 元 比 呂 美
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長	齋 義 弘
都市建設課長	佐々木 人 見	復興まちづくり課長	櫻 井 禎
上下水道課長	川 村 裕 幸	会計管理者兼会計課長	牛 坂 昌 浩
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦
生涯学習課長	佐 藤 和 江	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
選挙管理委員会書記長	佐 藤 浄		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第 5 2 号 工事請負変更契約の締結について（平成 2 6 年度互理町災害公営住宅（吉田）新築工事（復交））
- 日程第 5 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度互理町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（互理町町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（互理町都市計画税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 6 年度互理町一般会計補正予算（第 1 1 号））
- 日程第 1 0 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 6 年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 1 1 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 6 年度互理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 1 2 報告第 7 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 1 3 報告第 8 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

午後 1 時 0 0 分 開会

議長（安細隆之君） これより平成27年 4 月第39回互理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、12番 高野 進議員、13番 熊澤 勇議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、議案3件、承認5件、報告2件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤 貞 君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第39回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議いただきます案件は、議案3件及び承認5件、並びに報告2件であります。よろしくご審議方お願いいたします。

それでは、各議案についてその概要をご説明申し上げます。

議案第52号「工事請負変更契約の締結について（平成26年度互理町災害公営住宅（吉田）新築工事（復交）」につきましては、町内に整備する災害公営集合住宅の公平性を保つため、先行して建設した西木倉住宅、下茨田南住宅、上浜街道住宅と同じ仕様への変更等に伴い、請負金額の増額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第53号「平成27年度互理町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,419万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を244億2,719万2,000円とするものであります。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げます。

3款民生費1項社会福祉費地域支え合い体制づくり事業（園芸療法活動支援事業）につきましては、東日本大震災で被災した高齢者等を対象に農作業を通じ生きがい創出と引きこもり防止を図るため、互理町コミュニティファーム運営事業委託料として2,200万円を増額補正するものであります。2項児童福祉費におきましては、子育て世帯臨時特例給付金について、当初では国の方針が固まっていなかったため、必要な経費として1,718万8,000円を増額補正するものであります。

6款農林水産業費につきましては、農村創作活動センターにおいて漏水が生じ早急な修理が必要なことから、修繕料として38万1,000円を増額補正するものであります。

10款教育費につきましては、互理小学校の児童数増加による教室不足に伴い、プレハブ校舎リース料として462万3,000円を増額補正するものであります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

13款国庫支出金につきましては、子育て世帯臨時特例給付金補助金として1,535

万円を増額補正するものであります。

14款県支出金につきましては、地域支え合い体制づくり事業補助金（園芸療法活動支援事業）として2,200万円を増額補正するものであります。

17款繰入金であります。今回の補正の調整財源として684万2,000円を財政調整基金から繰り入れするものであります。

議案第54号「平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,933万8,000円とするものであります。

「わたり温泉鳥の海」は、本町における観光事業の拠点施設として、昨年10月のオープン以来大変好評をいただいております。来場者の増加等による事務量増加に伴い嘱託職員を雇用するため、人件費として242万円を増額補正するものであります。

また、その財源として、歳入においてわたり温泉鳥の海運営基金から同額を繰り入れするものであります。

次に、承認案件についてご説明申し上げます。

承認第1号「亘理町町税条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、番号法施行に伴う規定の整備や軽自動車税及び固定資産税等に係る改正が行われたことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

承認第2号「亘理町都市計画税条例等の一部を改正する条例」につきましても、地方税法の改正により条文の整備を行ったものであります。

次に、予算関連の承認案件についてご説明申し上げます。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度亘理町一般会計補正予算（第11号））」につきましては、歳入における地方交付税ほか各種交付金及び公立学校施設災害復旧費負担金の確定や、歳出における災害公営住宅整備事業費等の確定などから補正予算の必要が生じたこと、さらには東日本大震災に係る事業等において翌年度に繰り越さなければならない事業が発生したことに伴う繰越明許費の追加補正等を合わせ、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17億5,667万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を333億1,891万4,000円としたものであります。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」につきましては、翌年度に繰り越さなければならぬ事業が発生したことに伴い、繰越明許費を追加したものであります。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第6号）」につきましては、繰越明許費の増額が必要となったことから、繰越明許費を変更したものであります。

以上ご説明申し上げた承認第1号から第5号までの5件の承認案件について、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

最後になりますが、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第7号、報告第8号の「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」の2件の報告につきましては、平成26年度亙理中央地区工業団地（1工区）の造成工事及び平成26年度亙理中央地区工業団地（3工区）造成工事の2件の工事になりますが、それぞれ造成工事において変更契約の必要が生じ、専決事項の指定第1項の規定により平成27年4月7日に専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、提出議案等ではありますが、慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます、提出議案等の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第52号 工事請負変更契約の締結について（平成26年度亙理町災害公営住宅（吉田）新築工事（復交））

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第52号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、まず初めに議案第52号について説明いたします。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第52号 工事請負変更契約の締結について。

平成26年8月4日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては平成26年度亙理町災害公営住宅（吉田）新築工事（復交）でございます。

変更請負金額が8億5,208万3,280円、968万3,280円の増額でございます。

契約の相手方が、亙理町字東郷209番地5、阿部春建設・千石建設・須藤建設復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

次の2ページが資料となりますので、お開きいただきたいと思います。

契約年月日が、平成26年8月4日。

工事概要並びに主な変更理由につきましては、今回の案件の工事については亙理町におけます集合住宅形式の災害公営住宅のうち、宮城県発注工事であります西木倉・下茨田南・上浜街道の住宅に続いて、最後の建設工事でございます。災害公営住宅の整備に当たりまして、各住宅の公平性を保つため先行して建設しました県発注工事の住宅と同じ仕様の住宅とする必要があり、県工事分の住宅の仕様の変更等を経てまとまったことから、今回設計内容及び現地精査を行った結果として変更するものでございます。

まず、1点目が受水槽仕上げについてで、当初SUSとありますがステンレス製パネルで予定したものを、ステンレス製パネルの耐塩塗装仕上げに変更するもの。

それから建物南側緑地帯の縁石について、幅12センチメートルの地先境界ブロックから歩車道境界ブロックのA種、幅15センチメートルですが、これに変更するもの。

この4ページの外構図の東側のほうに図面で赤書きしておるところがございますが、いわゆる水飲み場と記載しておりますが、変更によりまして新たに水飲み場1基を追加するもの。

それから、トランクルームの物置の高さを1.9メートルから2.1メートルに変更するもの。

ごみ集積場を、当初設計におきましては広場西側に設置予定としておりましたが、変更によりまして広場南側に設置箇所を変えるものでございます。

それから敷地南側の緑地帯について、当初設計ではクローバー種子吹きつけをみておりましたが、変更によりまして透水性アスファルト舗装に変更するものであります。

それからコミュニティ広場車止めにつきまして、変更により新たに着脱式のポールタイプとゲートタイプを設置するものでございます。

工期につきましては、終期が平成27年6月30日までに変更するものでございます。

この3ページが各衛生設備の平面の詳細図、あと4ページが先ほど申し上げました外構図、5ページが住宅の共用部分の詳細図で、おのおのの朱書きしている部分が今回の変更箇所となります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 受水槽仕上げの件でちょっとお聞きしたいんですが、耐塩塗装仕様に変えたようでございますけれども、これはここだけじゃなくその他の住宅、こちらのほうも同じような仕様ということでよろしいのでしょうか、伺います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） 今ご指摘の点につきまして、西木倉住宅のほうで同じく耐塩塗装のほうを施したものにしております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） この変更によって、968万3,000円という数字が出ておりますけれども、この変更によってこの受水槽仕上げのほうは大体幾らくらいか教えていただけますか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） こちらの変更によりまして、約340万円ほどの増額になってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） そうしますと、西木倉住宅の検査というよりも、西木倉住宅のほう

を塩分検査されて、それでこちらのほうも塩分が多いということで仕様を耐塩塗装仕上げのほうにされたのかどうか。その塩分検査をされたのを確認しているのか、それともそういったものは全部入ってくるはずですから、そのところを伺います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） 今議員ご指摘の塩分検査につきまして、まことに申しわけございません。ちょっと詳細把握しておらないんですけれども、ご指摘内容のとおり塩分、そちら海風対策、こちらのほうを施すための変更ということで把握しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず1点目コミュニティ広場の車止め、当初はなかったやつを追加するわけでありましてけれども、これは当初からわかっていなかったんですか、必要であるということ。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） 最初設計当時なんですけれども、含まれておりませんでした。それで、お住まいになられる方々の安全性等も考慮しまして、このたび変更させていただいたものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私の質問に答えていませんね。私言っているのは、当初からわからなかったのかということを行っているのね。答弁お願いします。当初からわからなかったのかと言っているわけね。そこ、ちゃんと正確に答えてくださいよ。

あともう一つ、これ大谷地の集合住宅だと思いますけれども、入居予定はいつですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） 最初は考えておりませんでした。

それから、2点目の入居の時期でございますけれども、入居開始予定は8月1日からを予定してございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 工期は、5月29日から6月30日に1カ月延長されますけれども、これでもう8月1日には必ず入れますか。

議 長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） ご指摘の点でございますけれども、6月末に工事を終えまして、検査も終えまして、8月1日からの入居開始に間に合うようにいたします。以上でございます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第53号 平成27年度亙理町一般会計補正予算（第2号）

議 長（安細隆之君） 日程第5、議案第53号 平成27年度亙理町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第53号について説明いたします。平成27年度亙理町一般会計補正予算書の第2号をご用意いただきたいと思います。

初めに、1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第53号 平成27年度亙理町一般会計補正予算（第2号）

平成27年度亙理町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるということで、第1条（歳入歳出予算の補正）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,419万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244億

2,719万2,000円とするものでございます。

初めに、歳出のほうから説明申し上げますので、10ページをお開きいただきたいと思ひます。

初めに3款民生費でございますが、1項3目老人福祉費につきまして、右の11ページの説明欄を見ていただきたいと思ひますが、地域支え合い体制づくり事業につきましては、昨年度も園芸療法活動支援事業を実施してまいりましたが、今年度27年度につきましても亘理町コミュニティファームを通じて事業を行う予定でありまして、今回この亘理町コミュニティファーム運営事業について昨年度と同様にNPO法人ロシナンテスに委託する予定であり、その委託料としまして2,200万円今回増額補正するものでございます。

2項1目児童福祉総務費につきましては、国におきまして消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対しまして臨時特例的な給付措置を行うこととし、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助を行うということで、子育て世帯臨時特例給付金経費といたしまして、当初では国の方針がまだ固まっていなかったため今回1,718万8,000円を新たに補正するもので、主な事務費といたしまして、事務費の委託料としてシステム改修業務委託料等として261万2,000円計上するほかに、補助金の子育て世帯臨時特例給付金につきましては、平成27年6月分の特例給付を除く児童手当の受給者、及び要件を満たすものに係る児童手当の対象児童1人について3,000円を支給するものとして、町内で総額1,290万円見込んでおり、同額を今回計上するものでございます。

6款の農林水産業費につきましては、1項10目農村創作活動センター費38万1,000円増額補正でございますが、農村創作活動センターにおきまして漏水が発生し早急な修理が必要となったことから、今回修繕料を増額補正するものでございます。

10款の教育費につきましては、次の12ページをごらんいただきたいと思ひます。

2項1目学校管理費462万3,000円の増額補正につきましては、亘理小学校の児童数増加による教室不足に伴い、昨年度完了いたしましたプレハブ校舎のリース料として増額補正するものでございます。

歳入について説明申し上げますので、8ページにお戻りいただきたいと思ひます。

13款国庫支出金につきましては、子育て世帯臨時特例給付金補助金といたしまして1,535万円増額補正するものと、14款の県支出金につきましては地域支え合い体制づくり事業補助金としまして2,200万円増額補正するものでございます。

17款の繰入金につきましては、今回補正予算の調整財源としまして、財政調整基金繰入金684万2,000円増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 11ページ3款1項3目委託料でございます。地域支え合い体制づくり事業でございますけれども、いわゆる園芸療法活動支援事業ですが、これまで今年度3カ年継続というふうなことになろうと思っておりますけれども、当初予算でこれまで計上していたわけですね。今回が当初予算、3月に新年度の予算審議したわけですが、その1カ月後の臨時会提出になった理由ですね、まずは。

それと、今年で前年度より1,500万円減額されております、その理由。さらには対象者、一応NPO法人ロシナンテスに委託をするというふうなことでございますけれども、対象者何名なのか。それと、この園芸療法、これの事業効果なるものはどういうものか。その3点をお伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 企画財政課のほうから、最初の1点目のおくれた理由について説明申し上げます。

この事業につきましては、先ほど歳入でもご説明しましたように、補助金等を活用した事業でございます。平成26年度の3月補正等での計上等もいろいろ考えたんですけれども、国の内示等も含めて補正予算等の2月以降にこういう調整がありまして、今回そういうおくれもあったものですから、今回4月の臨時会の補正ということで計上させていただいたのが、まず1点目の理由でございます。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） それでは、2点目の減額の理由でございますが、昨年の事業実績等に合わせて本年度の事業計画をしたものでございます。

それから対象者につきましては、震災で被災した仮設住宅、それからみなし住宅、さらには新たに整備されました災害公営住宅等に入居されております高齢者

の方々の引きこもり防止ということを図る目的でやっておるものでございます。

それで26年度の実績でございますが、52週のうち実施日数218日ほど作業していただいております。参加者の合計人数といたしまして、1,571人の方が参加しておられるとういことでございます。場所につきましては、本郷地区の「亙理いちご畑」と浜吉田団地内にあります「いちごファーム」のハウスとあと路地畑のほうで、活動をしていただいております。

あと、その効果につきましては、やはり皆さん方の仲間づくり、そして生きがいですね、それから心のケア、そしてあと役割分担等を決めて皆さんでやっていただいているというようなことでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 生きがいつくり対策ということで、大変重要な事業かというふうに思います。老人・高齢者の健康増進、さらには介護予防にもつながっていく事業かというふうに思います。そういうことから、対象者を実績から1,500万円ほど減額されたということでございますけれども、今の回答ですと災害公営住宅入居者も対象だというふうになれば、そのあたりの方々にも声がけをして、参加をしていただけるような方法をすべきかというふうにと思いますが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 先ほど言いましたように、災害公営住宅のほうもこの委託先業者でありますロシナンテスのほうでチラシ等呼びかけまして、募集する運びとなっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。14番佐藤アヤ議員。

14 番（佐藤アヤ君） 11ページです。児童福祉総務費の子育て世帯臨時特例給付金についてお尋ねいたします。

昨年、子供さんたちに1万円ということで、申請に基づいて1万円を皆さんにお渡ししたかと思うんですけれども、今回もやっぱり申請が必要になると思いますけれども、こういう申請についての具体的なそういう期間と方法について、町ではきちっとまた広報を出さなくちゃならないと思いますけれども、これはいつごろに出すようなことを考えていますでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 申請の関係ですが、今回の手続につきましては国のほうから来て

いる情報というか指導の内容では、児童手当の現況届に合わせてやれということで通知が来てございます。というのは、手続について申請者の負担を軽減するということが狙いということで来ておりますが、今回5月号の広報で一応ちょっとだけ概略の記事を載せさせていただいております。それで、詳しくは6月号でお知らせしますということで広報のほうで周知をさせていただいておりますが、限定的に6月分の児童手当の対象になる方ということになりますので、直接的にその方とは郵送でやりとりをします。その中でもお知らせを、内容で周知していくという予定でございます。

申請の時期でございますが、一応6月の中旬くらいに現況届のご案内の通知を差し上げますので、それ以降に受付開始をしたいということで考えてございます。それで、12月いっぱいくらいまでの予定で今考えているところですが、6月号で詳しく説明をさせていただくというふうになります。

ちなみに今回の給付金については、先ほど企財課長が申しあげましたように3,000円ということで、ことしの10月から来年の9月までの分ということで、1回だけの支給になります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 6月の児童手当をきちっと見ながらということだと思えますけれども、昨年の該当者で申請がされずに受け取れなかった方というか、申請がなされなかった方は何%くらいいらっしゃるのでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 実質的に、公務員の申請されなかった方というのはちょっとつかめないんですが、一応うちのほうで支給している児童手当の関係者の中では95%は申請いただきましたので、約5%の方は放棄されたとか、辞退されたというふうにみなしております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 11ページ3款1項3目、先ほど佐藤正司議員さんが質疑されましたけれども、仮設住宅及びみなし仮設住宅でなくて災害公営住宅も対象だと。災害公営住宅は、戸建・集合を含めて入居し始まったし、これから入居する予定となっております。この事業については、いつまでやる予定になっているんですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） この事業につきましては、平成24年度から引き続きしてまいりました。そして、平成27年度も引き続き行うわけでございますが、町の係分ということで平成27年度までと考えております。あと、また平成28年度からはこの業者でありますロシナンテスのほうで何らかの補助を考えながら、継続していきたいというふうに言っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2点目、同じページですけれども、11ページ3款2項1目19節ですけれども、これ計算すれば、3,000で割ればわかるんですけれども、何人対象ですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 先ほど申しあげましたように、1人子供3,000円になりますので、4,300人で一応見込んでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 9ページの歳入ですけれども、17款1項1目。今回繰り入れしますと、財政調整基金の残高は幾らになりますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 26年度末残高で計算しますと、見込みですが46億5,989万3,000円の見込みでございます。これについては決算まで変動しますので、見込みということで回答させていただきます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号 平成27年度亘理町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 平成27年度亘理町一般

会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第54号 平成27年度わたり温泉島の海特別会計補正
算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第54号 平成27年度わたり温泉島の海特別会計補正
予算（第1号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、別冊の平成27年度わたり温泉島の海特別会計補正
予算書（第1号）のご用意をお願いいたします。

まず初めに、1ページをお開きください。

議案第54号平成27年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）についてご
説明申し上げます。

第1条（歳入歳出予算の補正）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万
円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,933万8,000円とするもの
でございます。

これにつきましては、初めに歳出のほうからご説明いたしますので、10ページを
お開きください。

1款1項1目わたり温泉島の海管理運営費の職員人件費でございます。わたり温
泉島の海につきましては、本町における観光事業の拠点施設といたしまして、昨
年10月に日帰り入浴を再開させて以来大変好評をいただいております、来場者も増加
傾向でございます。現在のところ職員2名の専属と、商工観光課のほうの職員が
交代で事務を行っておりますけれども、利用者の増並びに商工観光課の事務量の
増加に伴い、今後嘱託職員1名を雇用し、専属職員3名体制で運営していきたい
と考えております。わたり温泉島の海管理運営費におきまして、職員人件費とい
たしまして今回242万円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、8ページをお開きください。

3款1項1目基金繰入金でございます。歳出のほうでご説明申し上げました職員
人件費の財源といたしまして、わたり温泉島の海運営基金から同額の242万円を繰
り入れするものでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 3点ほど質問いたします。

242万円の増額でございますが、町長の提案理由の中では来場者の増加等による事務量増加に伴い嘱託職員を1名雇用する、対応するというところでございますが、まず利用人数ですね。1月、2月、3月、おのおの何人いるか。営業日、1日当たり平均何人になるか、これが1点目。

2点目は、現在の人員で対応できないということでございますけれども、利用人数の増加も見込んでの対応なのか。これが2点目でございます。

事務量増加ということでございますけれども、主にどんな事務をされるのか。この3点について質問をいたします。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、まず1点目のご質問にお答えいたします。1月から3月までの利用人数でございますけれども、まず初めに1月、こちらが1万2,779名の利用でございました。27日間営業しておりますので、1日平均473名の利用がございました。続きまして、2月でございます。利用者数が1万2,864名。2月は27日の営業でございますので、1日平均476名でございます。続きまして3月、こちらは1万6,922名。30日間の営業でございます。1日平均が564名となっております。

続きまして、2点目のご質問でございます。現在の人数で対応できないのかということでございますけれども、わたり温泉の営業時間につきましては、午前10時から午後8時までとなっておりますので、どうしても交代制をとらざるを得ないということでございます。現在は2名体制で、商工観光課のほうから応援職員を1名ということに対応しておりますけれども、4月に入りまして商工観光課のほうもこれまで以上に各種事業に取り組んでいかなければいけないという実情もございます。ということで、応援職員の対応はなかなか難しくなるものと考えられます。また、テレビなどのメディアでも取り上げられまして、利用者数も増加傾向にございます。これまで以上に認知度が高まれば、今後も利用者数がふえると

ということが考えられますので、利用者の皆様により快適で安全な入浴を提供するために、これまでの2名に加え嘱託職員1名の増員を計画いたしました。

続きまして、3点目のどのような主な業務をやるのかということなんですけれども、事務室におきまして一般事務はもちろんなんですけれども、フロントでの接客対応。そのほかに温泉の管理、これにつきましては温泉の残留塩素の検査というのがございまして、その検査。あとは、お風呂のほうのオーバーフローとか、そういうものにも対応できるような職員ということで、今回1名増員を図りました。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） さて、運営基金を繰り入れたわけなんですけど、基金の残高はこれで幾らになりますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今回の242万円取り崩した上での残高ですが、1,401万5,000円となります。以上です。

12番（高野 進君） 了解しました。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 同じく11ページ、1項1目嘱託職員を採用すると言われましたけれども、臨時職員は考えられなかったんですか。なぜ嘱託職員なんです。なぜ臨時職員でないんですか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 臨時職員につきましては、現在3名ほどで対応させていただいております。仕事の内容につきましてはフロント業務等が主な仕事でございます。事務的な仕事、並びに先ほど申し上げました温泉の管理までいきますと、臨時職員だけではちょっと対応できないということで、あくまでも一般職員と同じような業務をこなせる職員ということで、今回の採用ということにいたしました。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 242万円ということで、この嘱託の方の仕事の内容、契約期間、出勤日数ですね、これをちょっと教えていただけますか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 仕事の内容につきましては、先ほど高野議員からの質問で申し上げましたとおり、一般事務並びに温泉の管理、あとフロント業務もこなすということでございます。契約期間につきましては、1年間でございます。出勤日数につきましては、通常職員と同様でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） わかりました。

それで、温泉というのは観光施設になるので、地方公営企業法には適用しないと思います。間違っていたら、後で私に教えてください。

それで、やはり何と言ってもこれは収支計画、こういったものをきちっとつくっておかなきゃいけないだろうと、こう思います。やはり、その中には計画、実績、そういったものをきちっとつくっているのか。以前も私は年次計画、それから年次実績、それから月次計画、月次実績、これは絶対つくるべきだということを行いましたけれども、そういったものもしっかり作成してあるのかどうか、伺います。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 実績につきましては、もちろん毎月その利用人数、あと収益について毎月とっております。あと計画につきましては、その実績に基づいた毎月の計画、今後の予想などを立てながらやっていく方針でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 確かに計画というのは、つくりづらいと思います。今度まず震災後初めてやるわけですから、これが過ぎて1年後からはもう計画は立てられるのかなと、私はこう思うわけですが。やはり管理経費とかそれから変動費ですか、こういったものはしっかりときちっとつくっていくべきだと私は思うわけですが、お願いします。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） ご指摘のとおり、ことし1年いろいろなデータをもとにしまして、来年は正確な数字をなるべく出せるように努力していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。7番百井いと子議員。

7 番（百井いと子君） 鈴木議員の質問に関連しておりますけれども、ことしメンテナンスとしてお正月三が日休館しましたよね。私が思うに、観光拠点と位置づけるのであれば、一番お客様がいらっしゃるお正月にどうしてメンテナンスをしなければならなかったのか。また、来年もそういうシステムでやっていくのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 今の質問については議題外でございますのでしないようお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号 平成27年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 平成27年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税条例等の一部を改正する条例）

議長（安細隆之君） 日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（西山茂男君） それでは、議案書6ページをお願いいたします。承認第1号についてご説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

平成27年3月31日、亶理町町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治

法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

7ページの専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、番号法施行に伴う規定の整備、原動機付自転車、2輪車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の新税率への引き上げ適用の1年延期、また固定資産税等について負担調整措置の延長等の改正が行われたことに伴い、亶理町町税条例等の一部を改正する必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものです。

議案書の8ページをお開き願います。

まず、平成27年度の地方税法の税制改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却、経済再生をより確実なものにしていくため、成長志向に重点を置いた法人税改革や地方創生への取り組みの観点から行われたものです。この改正につきましては、総務省からの準則に倣い行いました。

亶理町町税条例等の一部を改正する条例。

亶理町町税条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、新旧対照表の1ページからを参照しながら、亶理町町税条例等の一部改正の要点1ページから、主要な改正点についてご説明をさせていただきます。

まず施行年月日につきましては、改正条例とあわせて説明させていただきます。

初めに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律ですが、平成27年4月3日に公布され、施行期日が平成28年1月1日となりましたが、今回の町税条例の改正については平成27年3月31日に専決処分をしておりますので、改正文、新旧対照表、要点の記載日については番号法施行の日と記載しておりますので、ご了承を願います。

条例第2条第4号の用語であります。行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（以下番号法という）が改正され、法人の場合は事務所・事業所の所在地、名称及び法人番号を記載することに改正するものがあります。施行日は、番号法施行の日でございます。

新旧対照表 2 ページをお開き願います。条例第23条第 2 項ですが、地方税法において外国法人の恒久的施設の定義が地方税法に規定されたことによる改正でございます。施行日は、平成28年 4 月 1 日です。

新旧対照表の 3 ページになります。条例第31条第 2 項ですが、法人住民税均等割の税率区分の資本金等が法人事業税における資本割の課税標準に統一されたことに伴う改正でございます。施行日は、平成27年 4 月 1 日でございます。

続きまして、新旧対照表の 4 ページになります。条例第31条の第 4 項については、条例第31条第 2 項の改正に伴います読みかえ規定の制定でございます。施行日は平成27年 4 月 1 日でございます。

続きまして、条例第33条第 2 項所得割の課税標準につきましては、所得税法の改正により新設されました所得割の課税標準の算定において、国外転出の場合は譲渡所得の特例により所得税のみに適用され、住民税には適用しない規定を追加するものでございます。施行日が平成28年 1 月 1 日でございます。

新旧対照表 5 ページになります。条例第36条の 2 第 8 項は、番号法施行に伴う法人番号の規定が新設されたことによる改正でございます。

続きまして、条例第36条 3 の 3 第 4 項。こちらにつきましては、引用する所得税法の改正によります号番号のずれによる改正によるものでございます。施行日は平成28年 1 月 1 日でございます。

新旧対照表 6 ページ、7 ページになります。条例第48条第 6 項及び条例第50条第 3 項は、引用する法人税法の改正に伴います号番号ずれによる改正でございます。施行日は、平成27年の 4 月 1 日でございます。

続きまして、改正の要点の 2 ページ、新旧対照表の 8・9 ページになります。条例第51条第 2 項第 1 号は、番号法の施行に伴う減免申請書の記載事項に個人番号または法人番号の記載が明記されたことによる新設でございます。同項 2 号・3 号につきましては、第 1 号の新設に伴います号番号の繰り下げでございます。施行日は番号法施行の日になります。

条例第57条及び条例第59条は、地方税法第348条第 2 項の改正によって、引用条項の番号ずれによる改正でございます。施行日は、平成27年 4 月 1 日でございます。

続きまして、新旧対照表 9、10 ページ、11 ページになります。条例第63条の 2 第

1 項第 1 号及び条例第63条の 3 第 2 項第 1 号につきましては、番号法施行に伴います個人番号または法人番号の規定を整備するものでございます。施行日は番号法施行日でございます。

条例第71条第 1 項は、文言の修正により平易な表現に修正するものでございます。施行日は平成27年 4 月 1 日でございます。

新旧対照表12ページ、13ページをごらんいただきたいと思います。条例第71条第 2 項第 1 号は、減免申請書記載事項に番号法施行に伴う個人番号・法人番号を規定する整備でございます。施行日は、番号法施行の日でございます。

続きまして、条例第74条第 1 項第 1 号、第74条の 2 第 1 項第 1 号につきましても、番号法の施行に伴います個人番号または法人番号の規定を整備するものでございます。施行日は番号法施行の日でございます。

続きまして、新旧対照表14ページ・15ページ、改正の要点の 3 ページになります。条例第89条第 2 項第 2 号と条例第90条第 2 項第 1 号につきましては、身体障害者等に対する軽自動車税の減免について減免申請記載事項に番号法の施行に伴います個人番号、法人番号を規定するもので、施行日は番号法の施行の日になります。

新旧対照表の16ページになります。条例第139条の 3 第 1 項は、文言の修正により平易な表現に修正するもので、施行日は平成27年 4 月 1 日でございます。

同条 2 項第 1 号については、番号法の施行に伴う個人番号・法人番号の規定を整備するもので、施行日は番号法施行の日になります。

続きまして、条例第147条第 1 号につきましては、番号法の施行に伴う個人番号または法人番号の規定を整備するもので、施行日は番号法施行の日になります。

新旧対照表17ページになります。附則第 4 条第 1 項は、法人税法の改正によりまず引用条項の条ずれに伴う改正になります。施行日は平成28年 4 月 1 日になります。

新旧対照表の18、19ページになります。附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項は、住宅借入金等特別税額控除の適用年度の延長に伴う適用年度を、平成39年度を平成41年度に、平成29年度を平成31年度に改正するものでございます。こちらにつきましても、平成27年 4 月 1 日が施行日になります。

続きまして、附則第 9 条第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項につきましては、地方

税法附則第7条の新設に伴い、ふるさと納税を促進するため個人住民税の特別控除額の上限を引き上げるとともに、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続で行うことができる「ふるさと納税特例制度」を創設されたことにより新設するものでございます。施行日は、平成27年4月1日でございます。

続きまして、新旧対照表の20ページになります。附則第9条の2、地方税法附則第7条の2が新設されたことにより制定するものでございまして、施行日は平成27年4月1日でございます。

続きまして、附則第10条の2第4項・第5項でございますが、こちらは「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）」で、今回津波災害警戒区域において管理協定が締結された「津波避難施設の用に供する家屋」が第7項になりまして、及び「償却資産」が第8項になります、に係る課税標準を条例で2分の1に定めるため新設するものでありまして、施行日は平成27年4月1日でございます。

附則第10条の2第6項は、引用する地方税法附則第15条38項が第40項に改正されたことにより、第4項を第6項に改正するものでございます。施行日は平成27年4月1日になります。

あと、附則第10条の2第7項は、固定資産税の課税標準の特例割合を市町村の条例で定める「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）」でありまして、サービス付高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の課税標準を条例で3分の2に定めるため新設するものでございます。施行日は平成27年4月1日でございます。

新旧対照表の21ページから22ページ・23ページ・24ページ、改正の要点の4ページになります。こちらにつきまして、附則第10条の3第1項から第9項の各1号は、番号法の施行に伴いまして個人番号または法人番号の規定を整備するものでございまして、施行日は番号法施行の日になります。

新旧対照表の24ページになります。附則第11条の見出しでございますが、固定資産税等の負担調整措置が3年間延長されたことにより、条例の減額措置の適用年度を平成27年度から平成29年度に改正するものであります。施行日は平成27年4月1日でございます。

新旧対照表の25ページになります。附則第11条の2の見出し及び第1項・第2項は、平成27年度評価がえに伴い下落修正規定の適用年度の更新に伴う用語の改正でございます。施行日は平成27年4月1日でございます。

新旧対照表の25ページから26・27ページになります。まず附則第12条の見出し及び第1項から第5項でございますが、これに対しては見出し及び第1項から第5項については負担調整措置の適用年度更新に伴う用語の改正でございます。施行日は平成27年4月1日になります。

新旧対照表の28ページになります。附則第12条の2は、用途変更宅地及び類似用途変更宅地等に対して課する、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例の適用年度の更新に伴う改正でございます。こちらについては、平成27年4月1日が施行日になります。

続きまして、附則第13条になります。こちらについても、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度の固定資産税の特例なんですけれども、こちらにも固定資産税等の負担調整措置の適用年度の更新に伴う改正でございます。平成27年4月1日が施行日になります。

続きまして、新旧対照表29ページになります。附則第15条第1項・第2項は、特例措置の適用年度を固定資産税の特例適用年度に合わせるための改正でございます。施行日は平成27年4月1日でございます。

続きまして、新旧対照表の29ページから31ページになります。改正の要点の5ページになります。附則第16条の第1項から第3項は、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽4輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の導入に伴い新設するもので、環境性能に応じて75%・50%・25%の税率を軽減課するものでございます。施行日は平成27年4月1日でございます。

続きまして、附則第16条の2につきましては、旧3級品の製造たばこに係る特例税率の廃止に伴い条例から削除するものでございます。施行日は平成28年4月1日になります。

続きまして、新旧対照表の32ページ、33ページになります。附則第22条第1項第1号・第3項第1号につきましては、番号法の施行に伴い個人番号または法人番号の規定を整備するもので、施行日は法人番号施行の日になります。

次に、議案書の17ページになります。「互理町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正」についてご説明申し上げます。

新旧対照表の34ページをごらんいただきたいと思います。こちらのほうは、改正の要点のほうには記載されておりませんが、附則第16条の改正規定につきまして

は、平成27年改正条例第1号で新設された軽課の規定の前に、平成26年度の改正のほうで新設されました経年車両の重課の規定を追加し、以後の項をずらすものでございます。

続きまして、新旧対照表の35ページ、改正の要点の5ページになります。こちらにつきましても、施行日になります。附則第1条第3号は、平成27年4月1日の施行対象から原動機付自転車、2輪車及び特殊自動車の改正規定を除くものがございます。施行日は公布の日からになります。

続きまして、新旧対照表の36ページになります。附則第1条第4号は、原動機付自転車、2輪車及び小型特殊自動車の引き上げを平成28年4月1日の施行対象にするための改正でございます。施行日は公布の日からになります。

続きまして、附則第4条第1項・第2項なんですけれども、こちらにつきましては附則第1条において改正されました3輪及び4輪に係る改正規定の適用年度を、平成27年度以降の軽自動車税に適用するための改正でございます。第2項は、附則第1条第4号で平成28年4月1日施行対象とした軽自動車税の経過措置であり、施行日は公布の日になります。

新旧対照表の37ページになります。附則第6条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例が追加されたため、引用条項を繰り下げるものがございます。施行日は平成27年4月1日でございます。

続きまして、改正の要点の6ページ・7ページになります。こちらについては、施行期日でございます。第1条については原則平成27年4月1日、あと第2条につきましては町民税に関する経過措置、第3条につきましては固定資産税に対する経過措置、第4条につきましては軽自動車税に対する経過措置、第5条につきましては町たばこ税に関する経過措置、第6条につきましては特別土地保有税に関する経過措置、第7条につきましては入湯税に関する経過措置を記載させていただいております。

以上で承認第1号のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 要点の説明資料の3ページ、ふるさと納税についてですけれども、

亘理町は現在ふるさと納税をされた方に、返礼品としてどういうものを送っておりますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 亘理町におきましては、金1万円以上納税された方につきましては、今現在1,700円相当ですがジャムの詰め合わせセットをお送りしております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） たまたま、きょう河北新報にふるさと納税について報道されておりますけれども、自治体によっては高級な返礼品を送って、ふるさと納税の件数がふえたというふうになっております。しかし総務省は、ふるさと納税はあくまでも見返りは求めない、こういう趣旨から各自治体に対して高石総務大臣も含めて「良識ある対応をしてください」ということになっております。これから、亘理町でふるさと納税された方への返礼品については、今1,700円のジャムのセットとなっておりますけれども、今後どういうふうに対応されますか。

議長（安細隆之君） 今の鞠子議員の質問については、条例改正と別な問題でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。再開は、2時25分といたします。休憩。

午後 2時14分 休憩

午後 2時24分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町
都市計画税条例等の一部を改正する条例）

議長（安細隆之君） 続いて、日程第8、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（西山茂男君） 承認第2号亶理町都市計画税条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

それでは、議案書の36ページをお開き願いたいと思います。

専決処分の承認を求めることについて。

平成27年3月31日、亶理町都市計画税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をした。

よって同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

37ページの専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書。

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、都市計画税において引用する法律が改められたことにより、亶理町都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものでございます。

議案書の38ページをお開き願います。この改正につきましても、総務省からの準則に倣い行いました。

亶理町都市計画税条例の一部を次のように改正する。

内容については、新旧対照表の40ページを参照しながら、亶理町都市計画税条例の一部改正の要点8ページになります。改正点についてご説明を申し上げます。

第2条については、引用する地方税法において第30項、第31項、第32項、第33項の追加による追記でございます。施行日は、平成27年4月1日でございます。

続きまして、新旧対照表の40ページから43ページになります。まず、附則第2項から第6項につきましては、負担調整措置の適用年度の更新に伴う改正でございます。施行日は平成27年4月1日でございます。

新旧対照表の43ページになります。附則第7項につきましても、負担調整措置の適用年度の更新に伴う改正であります。施行日は平成27年4月1日でございます。

附則第10項は文言の整理に伴う改正で、施行日は27年4月1日になります。

新旧対照表の44ページになります。附則第11項は引用する地方税法附則第15条に第9項、第10項が新設され、また条例第2条第2項の項番号ずれによる改正でございます。施行日は平成27年4月1日でございます。

附則第12項は、用途変更宅地等・類似用途変更宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の適用年度の更新に伴う用語の改正でございます。施行日は平成27年4月1日でございます。

改正条例附則といたしまして、第1項は施行期日の規定でございまして、平成27年4月1日でございます。第2項については、経過措置としてこの条例による改正後の亶理町都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の都市計画税に適用します。施行期日は平成27年4月1日でございます。

以上、承認第2号の説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度亘理町一般会計補正予算（第11号））

議長（安細隆之君） 日程第9、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、承認第3号をご説明申し上げます。議案書の39ページ、お聞きいただきたいと思います。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

平成27年3月31日、平成26年度亘理町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

次の40ページが専決処分書になります。

専決処分書。

平成26年度亘理町一般会計補正予算（第11号）については、歳入における地方交付税ほか各種交付金、公立学校施設災害復旧費負担金等の確定、歳出における災害公営住宅整備事業費等の確定、並びに東日本大震災に係る事業等において繰越明許費の追加など補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

それでは内容について説明させていただきますので、平成26年度亘理町一般会計補正予算書（第11号）をご用意いただきたいと思います。

最初に、1ページをお聞きいただきたいと思います。

平成26年度亘理町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによるということで、第1条（歳入歳出予算の補正）、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17億5,667万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,891万4,000円とする。

第2条（繰越明許費の補正）、繰越明許費の追加及び変更は「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条（地方債の補正）、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるとす

るものでございます。

今回の補正の全体的な内容について申し上げますと、前回3月補正予算後に各事業費及び国費・県費の補助金額、さらには各種基金繰入金等が確定したことに伴いまして、今回減額補正したものが主なものでございます。

初めに歳出より説明申し上げますので、21ページをお開きいただきたいと思います。

今回増額補正になるものと、それから減額補正につきましては、主に金額の大きいものを中心に説明させていただきます。

初めに2款総務費につきましては、1項12目基金管理費といたしまして2億428万円の減額補正でございます。隣の22ページ説明欄にございますが、震災復興基金費といたしまして震災関連分として頂戴した寄附金を基金への積立金として437万9,000円増額補正するものと、東日本大震災復興交付金基金費といたしまして防災集団移転先団地土地売払収入分として2億865万9,000円の減額補正については、土地の売払収入の減額に伴い、いずれ国に対して返還するための積立金の相当割合分を減額したものでございます。

3款の民生費につきましては、3項1目災害救助費1,050万円の減額補正でございますが、災害援護資金貸付金におきまして貸付金の確定によります補正でございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思います。6款農林水産業費の主なものにつきましては、1項4目農業振興費7,435万円の減額補正ですが、説明欄に記載のうち18の被災農家経営再開支援事業費6,371万4,000円の減額補正につきましては、事業費の確定によるものでございます。13目の復興事業費2億8,825万5,000円の減額補正については、ミニライスセンター設計監理委託業務及び建設工事、それから農業用機械購入費の確定によるものの補正でございます。

次に、25ページをお開きいただきたいと思います。25ページで8款土木費でございますが、土木費につきましても事業費の確定による補正が主なものでございますが、2項3目の道路新設改良費におきまして右の26ページの説明欄に記載の10社会資本整備総合交付金事業費ゼロとなっておりますが、これにつきましては事業費の確定によりまして予算の組みかえを行ったものでございます。

27ページをお開きいただきたいと思います。4項6目復興事業費11億396万4,000

円の減額補正でございますが、内訳については右の説明欄にございますが、災害公営住宅整備事業費 2 億3,290万4,000円の減額補正については建築確認手数料として260万7,000円減額補正するものと、県営の下茨田・上浜街道の建築費、それから西木倉の確定測量、事業監理業務の事業費の確定及び大谷地団地の設計監理業務の繰り越しに伴うものとして、県への委託料 2 億1,814万5,000円減額補正するもの、それから公有財産購入費といたしまして公営住宅購入費の確定により、1,215万2,000円減額補正するものでございます。

8の防災集団移転促進事業費 6 億5,614万4,000円の減額補正につきましては、用地買収費といたしまして移転元地及び上塚団地の額の確定によるものと、集会所用地の全額繰り越しに伴うものとしまして 5 億8,925万9,000円減額補正するものと、補助金といたしまして住宅建築等の利子補給金等として6,660万円減額補正するものが主なものでございます。

続いて、30ページをお開きいただきたいと思います。32の市街地復興関連小規模施設整備事業費、これもゼロとなっておりますが、工事請負費におきましては大谷地団地駅前道路改良工事用地買収費補償費におきまして浜吉田駅前線の事業費の確定によりまして予算の組みかえ等を行ったものでございます。

47の津波浸水区域支援事業費 1 億279万3,000円の減額補正については、ことし3月末までに事業費の確定によりまして今回補正したものでございます。

63の防災公園整備事業費2,775万8,000円の減額補正については、現在本町で計画しております防災公園整備事業の設計委託料の事業費の確定による補正でございます。

66の災害危険区域住宅修繕支援事業費3,500万円の減額補正については、災害危険区域内の修繕済み住宅の移転に伴う補助金の額の確定による補正でございます。

次に、31ページをお開きいただきたいと思います。10款教育費の主なものにつきましては、2 項 1 目小学校管理費2,200万円の減額補正ですが、亘理小学校の建具改修工事の工事費の確定により工事請負費1,300万円減額補正するものと、プレハブリース料の精査により900万円減額補正し、合計2,200万円減額補正するものが主なものでございます。

33ページをお開きいただきたいと思います。33ページ12款公債費につきまして

は、災害公営住宅整備事業に係る地方債借入額等の確定に伴い、地方債利子及び一時借入金合計3,101万2,000円を減額補正するものでございます。

次に、歳入について説明申し上げますので、11ページにお戻りいただきたいと思っております。

初めに、11ページの1款町税につきましては、わたり温泉島の海等に係る入湯税の補正で年度末時点での額が確定したことにより、今回93万3,000円増額補正したものでございます。

2款の地方譲与税613万6,000円の減額補正から、ずっといきまして次の13ページをお開きいただきたいと思っております。7款の自動車取得税交付金403万6,000円の減額補正までは、額が確定したことによりまして今回それぞれ減額及び増額の補正を行ったものでございます。なおそれぞれの額につきましては、県のほうから提示された金額となっております。

9款地方交付税5億3,633万3,000円の減額補正ですが、14ページの説明欄を見ていただきたいと思っておりますが、特別地方交付税9,175万3,000円の増額補正については、3月末に交付額が確定したことによりまして増額補正でございます。震災復興特別交付税6億2,808万6,000円の減額補正につきましても、3月に26年度の交付額が確定したことによる補正でございます。

13款の国庫支出金におきましては、1項4目災害復旧費負担金4億3,080万円の増額補正については、当初国費負担率3分の2の基本負担率から今回激甚災指定に伴いまして負担率が88.2%と高率補助になったということで、4億3,080万円を増額補正するものでございます。

15ページをお開きいただきたいと思っております。14款県支出金におきましては、1項1目民生費県負担金1,050万円の減額補正ですが、災害援護資金貸付金の確定による負担金の補正と、2項4目農林水産業県補助金6,740万7,000円につきましては、右の説明欄にございます被災農家経営再開支援事業費補助金から宮城県農業生産早期再開対策事業補助金までのそれぞれの事業費の確定によるところの補正でございます。

15款財産収入の主なものにつきましては、2項1目不動産売払収入2億3,846万9,000円の減額補正については、町内の防災集団移転先団地の土地売払収入額が確定したことに伴います補正でございます。

次に、17ページをお開きいただきたいと思います。16款寄附金につきましては、災害復旧復興のための寄附といたしまして11件、437万9,000円頂戴したほか、ふるさと納税など震災以外の目的で5件、合計5万、合計いたしますと16件、442万9,000円の貴重なご寄附を頂戴して、今回計上したものでございます。この場をお借りいたしまして、寄附をいただいた方々に御礼申し上げたいと思います。

それから、17款の繰入金につきましては、1目財政調整基金繰入金については今回の補正予算の各事業の9,947万円減額補正するものでございます。10目の震災復興基金繰入金については、説明欄に記載の東日本大震災復興基金事業繰入金として、東日本大震災亘理町合同追悼式開催事業から巡回小劇場開催事業までのそれぞれの事業費の確定により減額・増額するもので、合計いたしますと3億5,807万2,000円減額補正するものでございます。12目の東日本大震災復興交付金基金繰入金についても、事業費の確定により減額補正するもので、説明欄に記載しております基幹事業の災害公営住宅整備事業から東日本大震災特別家賃低減事業までと、効果促進事業、次のページをお開きいただきたいと思いますが、災害公営住宅駐車場整備事業、市街地復興一括効果促進事業の荒浜・吉田地区土地利用計画策定事業について、それぞれ減額及び増額するもので、合計にしますと8億5,096万3,000円減額補正するものでございます。

19款の諸収入について、主なものにつきましては4項1目雑入において、説明欄にございますが原発事故損害賠償金2,746万8,000円増額補正でございますが、これにつきましては前の平成24年度放射性物質低減対策事業の補助分として、今回東京電力のほうから損害賠償金として認められたことから、今回補正するものでございます。コカ・コーラ復興支援基金公立学校エコ支援事業助成金2,624万1,000円の減額補正ですが、これについては荒浜中学校災害復旧工事のうち太陽光発電工事に対する助成金ですが、前回3月補正の時点で企業からの内定通知により3月補正予算で計上させていただいたところでございますが、その後書類等の再提出を求められ現在審査中でありまして、今後正式な決定通知が交付された時点で補正予算として計上する予定ということで、今回26年度分の歳入計上分を取り下げるため今回減額補正を行ったものでございます。

20款の町債につきましては、土木費3,770万円の減額補正でございますが、災害公営住宅整備事業の事業費が減額になったことに伴い、起債につきましてもあわ

せて減額補正するものでございます。

次にお戻りいただき、5ページをお開きいただきたいと思います。5ページ第2表繰越明許費の補正でございます。今回は追加及び変更でございます、追加につきましては事業名で申し上げますと水産業共同利用施設復興整備事業（漁具倉庫）1億649万9,000円から鳥の海公園災害復旧事業2,915万7,000円までの17の事業について、平成27年度までそれぞれの限度額で繰り越しするものでございます。変更につきましては、防災公園整備事業で繰越限度額を1,000万円と設定したものを、今回1億1,264万2,000円に限度額を変更するものでございます。

最後に地方債の補正でございます。6ページになります。変更でございます、起債の目的については災害公営住宅整備事業債でございます。限度額を9億8,850万円から9億5,080万円に変更するものでございます。先ほど歳入20款町債で説明したとおり、災害公営住宅整備事業の事業費が減額になったことに伴い限度額も変更するものでございます。起債方法、利率、償還につきましては、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 22ページ3款3項1目21節。先ほど企画財政課長が説明されましたけれども、災害援護資金貸付ですけれども、これ何人分が減額されたのかということですね。あともう1点、30ページ津波被災住宅再建支援事業補助金、これも同じく何人分が減額されたのか、わかればお願いいたします。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） 今の鞠子議員の質問にお答えいたします。

災害援護資金なんですが、1人最大350万円ということですので、30人分ということで減額させていただきました。以上です。（「もう1件、津波被災住宅再建支援事業」の声あり）

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） 失礼いたしました。

おのおのケースによっては金額が違ってくるんですが、大体50件くらいの減になっているかと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2点目、28ページですね。防災集団移転促進事業補助金ですけども、住宅建築等利子補給金ですね。これも何件なのか、わかればお願いします。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） 何件と言われますと、ちょっと個別の金額が違ってくるものですから、一応今現在の、これはおっしゃられたのは災害危険区域内の支援の金額になってくるのかと思うんですけども、これは当初551世帯対象者がいて……。

16番（鞠子幸則君） 私ちょっと、防災集団移転促進事業のことを言っているんですけども……。

被災者支援課長（吉田美和子君） 防災集団移転のほうですよ。そちらは危険区域内からの移転費用というふうな形になりますので、こちらのほう26年度では防集団地に移転した件数が61件、あと個別移転が35件、公営団地のほうに16件ということで、移転費用は112件ございました。あと、利子補給のほうは27件。あと、舟入北団地のみなんですけど、浄化槽のほうの経費ということで、そういう件数が実績となつてつかんでおります。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後、20ページですね。先ほど説明されましたけれども、19款4項1目2節の総務雑入ですね。東京電力の損害賠償ですけども、もっと具体的に説明をお願いいたします。

あと5ページ、繰越明許費についてですけども、繰越明許費は会計年度独立原則の例外であります。例外でありますけれども、最近は年度末になると必ず繰越明許費が計上されます。しかも、震災以降は件数が多くなっていると。これは、例外でなくて常態化しているわけなんです。同時に、地方自治法は継続費の繰越明許費、繰越明許費の繰越、及び事故繰越については認めているというふうになっておりますけれども、今後この繰越明許費についてはどのように考えていけばいいのか、企画財政課長、答弁できればお願いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 原発の賠償金でございますが、主なものにつきましては田んぼのほうにまきました塩化カリウムの分の補償の分でございます。以上でございます。

す。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 2点目の質問にお答えします。単年度主義は予算執行の原則なんですけれども、確かに議員おっしゃるとおりでございます。その例外ということで、繰越制度につきましては1年目明許繰り越し、それから2年目の事故繰り越しと、大きく分けると2種類ございます。当該年度から次年度に繰り越す繰越明許費については、当然今回の議会でも議決いただきまして、承認する形でございます。あと2年目の事故繰り越しについては、予算執行上避けがたい事故、天候不良等、あるいは資材調達ができないとか、そういう不可抗力の事故繰り越し等が認められまして、これについて2014年の2月に財務省のほうから予算の繰り越しに対する柔軟対応方針ということで、やはり近年の東日本大震災の復旧・復興事業によりまして件数が大変多くなっているということもありまして、国の財務省のほうでも繰り越しについては柔軟対応ということで、この内容についていわゆる入札不調等も含めた繰り越し等も認められておりますが、幸い亘理町につきましては復興JV等の理由におきまして入札不調による繰り越しはございませんので、いわゆる天候不良、あるいは資材調達、あるいは作業員の確保が困難な場合ということで、もろもろの不可抗力等も含めましてやはり繰り越しについてはやむを得ないということで、各事業課におきましてはできる限り繰り越ししないような形態で事業を執行していると思っておりますが、それについても繰り越しが例外的に認められるということで、やむを得ない場合についてはやはり繰り越しということで今後についてもそういう対応をさせていただきたいということで考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））

議長（安細隆之君） 日程第10、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、承認第4号。議案書の41ページをお開きください。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

平成27年3月31日、平成26年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるといってございます。

次のページ、専決処分書を読み上げます。

平成26年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、公共下水道事業における繰越明許費の追加から補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計の補正予算書をごらんください。

まず1ページ、お開きください。

平成26年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条（繰越明許費の補正）、繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

それでは、繰越明許費についてご説明いたします。2ページをお開きください。

「第1表 繰越明許費補正」、下水道事業費、公共下水道事業費、事業名で見ますと高屋地区污水管布設工事でございます。金額が679万2,000円、以上の1件で、繰越額が679万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度互理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第6号））

議長（安細隆之君） 日程第11、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の43ページをお開きいただきたいと思います。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

平成27年3月31日、平成26年度互理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分

した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

専決処分書が次の44ページになります。

専決処分書。

平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第6号）については、工業用地等造成事業費における繰越明許費の変更から補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

それで資料につきましては、内容について説明させていただきますので、別紙の平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算書（第6号）をご準備いただきたいと思います。

初めに1ページ、お開きください。

平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるということで、第1条（繰越明許費の補正）、繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」によるものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

内容につきましては、工業団地造成事業につきましては、ことしの3月定例会におきまして繰越明許についてご承認いただいたところでございますが、その後天候不良、それから警察等々の運搬車両等の交通協議によりまして、さらに不測の日数を要したことによりまして、平成26年度末の工事の出来高について想定していた出来高よりも少なくなり、平成27年度への繰越額がふえたことから、当初の繰越限度額2億2,546万円から2億9,960万円に限度額を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 3月議会で2億2,500万円繰り越し、またさらに今回7,414万円ふえています。合計で2億9,800万円、900万円かな。それで、平成27年度に繰り越すのはわかりましたけれども、舞台アグリイノベーションとの関係もございまして、最終的には工事の完了がいつになるのか。平成27年のいつになるのか、説明

していただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで、今回の限度額につきましては合計で7,414万円ほどふえております。内容については造成工事の4工区分、それから調整池の安全施設、それから緩衝緑地帯の安全施設、それから一番中の幹線道路の舗装工事というのを本来であればする予定でしたけれども、天候不良等でその舗装工事を次年度に繰り越したということで、基本的には舞台アグリイノベーション等に延線します道路については、道路改良分についてはここ1カ月程度で終わりますが、いわゆる舗装工事については県に開発申請を上げているものですから、その開発の検査等も踏まえまして舗装工事につきましてはここ二、三カ月等はおかかりますけれども、最終的には今言った舞台アグリイノベーションとの用地取得等については特に影響ないということで、いわゆる工業団地全体の部分の繰り越しでございまして、舞台アグリイノベーションさんのほうとも協議を重ねて、今後の営業については支障ないように行うということで協議しているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） わかりました。

それで、3工区と4工区の間には道路を設置する予定になっていると思うんですね。東西になります。その道路を通しにした場合に、県道相馬互理線から柴町に抜ける道路にアクセスするような橋等々の設置はあるんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについて、後ほどの議案書の54ページのほうに計画平面図出ておりますが、ちょうどその工業団地に隣接する町道については町道の下茨田棚子線と、これが南北ですね。それからあと町道の高屋野地線、旧県道になりますけれども、そこに囲まれております、東と北の部分ですけれども。それで、今高野議員がおっしゃった避難道路については、この町道の下茨田棚子線のほうに接続する形になります。それで、高屋野地線のほうに接続する道路については、基本的には県からの開発要綱等の指導によりまして、いわゆる大型車等の出入りで隅切り等が確保できないということで、このうちの道路についてはここで寸どめというか通行どめの形で、いわゆる構内の道路という形の利用ということ

で開発要件で承認いただいていますので、基本的にはこの町道の下茨田棚子線に接続します先ほど申し上げました東西の基幹道路に接続して、そこから避難道路を通りましてスマートインター等を利用する形というような計画で考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 確かに、道路幅狭いので出入りは厳しいかなというふうに、誰見てもそう思うんですけれども、実は出入口を広くすれば道路が狭くても出入りできるんですよ。ですから、例えばどういうふうな業者来るのかわかりませんし、今後道路がどういうふうな拡幅工事するのかわかりませんが、やはり出入口をつくる工事じゃなくてというふうな考えがあってもいいのかなと思います。ただ、そこに水道管か何か設置されていますよね、じゃまな形で。丸きり計画がないのかなとそれを見れば、現場を見ればわかるんですけれども、それもやっぱり今後検討してもいいのかなというふうに思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これは冒頭で申し上げましたように、県の開発要綱に基づいてこの図面を承認いただいています、最終的に舗装が仕上がった状態で県の確認検査を受ける形です。その後については、要は実情に合った形で形状変更することについては、県のほうではいいとは言わないと思うんですけれども、いわゆる道路管理者、あるいは警察との協議を経て可能であれば通行できるようにしますけれども、今差し当たり当面の計画については町道の下茨田棚子線、これを幹線道路として利用するというような計画でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第12 報告第7号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第13 報告第8号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（安細隆之君） 日程第12、報告第7号 専決処分の報告についてから、日程第13、報告第8号 専決処分の報告についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

報告第7号から報告第8号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、報告第7号からご説明いたします。議案書の45ページお聞きいただきたいと思います。

報告第7号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）でございます。

平成27年4月7日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書が、次の46ページになります。

専決処分書。

平成26年度亘理中央地区工業団地（1工区）造成工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分する。

次の47ページが資料となりますので、お聞きいただきたいと思います。

工事名が、平成26年度亘理中央地区工業団地（1工区）造成工事です。

第3回変更契約年月日が、平成27年4月7日。

変更請負金額が1億5,078万2,040円。238万3,560円の増額です。

契約の相手方が、渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業

体です。

工事概要及び変更理由につきましては、当初設計におきまして工区内の盛土材の一部については工業団地内にストックしておりました再生骨材を利用することとしておりましたが、工区内の道路側溝布設の際、沿線の舞台アグリノベーションの浸入路及び職員駐車場の使用ができなくなることが判明したため、企業側と協議の結果、代がえとしまして仮設道路及び駐車スペースが必要となり、業務の支障とならないよう短期間での施工となったことから、ストックしておりました再生骨材を利用し対応していたことで、全体土量に不足が生じたため、盛土工分の割山ズリの搬入土1万3,000立法メートルから1万5,000立法メートルに変更したものと、現場内の流用土を2万2,600立法メートルから2万600立法メートルに変更したものです。

また現地精査の結果、自由勾配側溝の延長を945メートルから929メートルに、また縁石工を854メートルから824メートルに、それぞれ変更したものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

48ページが位置図、49ページが計画平面図で、黒枠部分が今回の1工区の施工区域となります。

以上が、報告第7号となります。

続いて報告第8号、議案書の50ページをお開きいただきたいと思います。

報告第8号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）です。

平成27年4月7日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書が、51ページになります。お開きいただきたいと思います。

専決処分書。

平成26年度亘理中央地区工業団地（3工区）造成工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分する。

資料については、次の隣の52ページになりますので、ごらんいただきたいと思います。

工事名が、平成26年度亘理中央地区工業団地（3工区）造成工事です。

第3回変更契約年月日が、平成27年4月7日。

変更請負金額が、1億2,312万円。263万6,280円の増額です。

契約の相手方が、八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

工事概要・変更理由につきましては、先ほどの報告7号で説明いたしましたが、1工区と同様の変更理由で、企業側の業務の支障とならないよう短期間での施工となったことから、ストックしておりました再生骨材を利用し対応したことで、本工事の盛土量に3工区について不足が生じたことから、土工としまして掘削積込工を1万900立法メートルから1万2,600立法メートルに変更によりまして1,700立法メートル増工し、その増工した分を割山ズリのダンプトラック運搬工で新たに計上したものと、現地精査の結果、縁石工の延長を836メートルから827メートルに変更したものでございます。

工期については、変更前と同じでございます。

53ページが位置図、54ページが計画平面図で、黒枠部分が今回の3工区分の施工区域となります。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

以上をもって、本会議に付議された案件の審査は、全部終了いたしました。

これをもって、平成27年4月第39回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時14分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 高 野 進

署 名 議 員 熊 澤 勇